

ISSUE BRIEF

国際刑事裁判所をめぐる各国の対応

— 支持国と反対国それぞれの議論 —

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 589 (2007. 5. 29.)

- | | |
|--------------------|-----------|
| はじめに | 2 反対国の議論 |
| I ICC の現在 | (1) 米国 |
| II 各国の対応 | (2) 中国 |
| 1 支持機関・国家の活動 | (3) ロシア |
| (1) 国際連合 | (4) イスラエル |
| (2) 欧州諸国—欧州連合 (EU) | (5) アラブ諸国 |
| (3) カナダ | おわりに |
| (4) 中南米諸国 | |
| (5) アフリカ諸国 | |
| (6) オーストラリア | |

2007（平成 19）年 4 月 27 日、国会において国際刑事裁判所（ICC）規程承認案件及び関連法案が可決された。規程の採択から 9 年を経て、ようやく日本が ICC の活動に貢献するための態勢が整う見通しとなった。

国際社会が関心を有する重大な犯罪を裁く ICC は、国家の上位に立つ機関ではなく、その活動は各国からの協力に大きく依存している。しかし、2007（平成 19）年 4 月現在、締約国は国連加盟国の約半分に留まる。特に、米国、中国、ロシアといった主要国や、多数の人口を抱えるアジア諸国の多くがまだ締約国になっていないという問題点が指摘されている。本稿は、こうした問題点をふまえ、ICC をめぐる各国の対応を概観し、締約国として日本が果たすべき役割を探る。日本は、資金面からの貢献だけではなく、人的及び法技術的貢献を通して ICC の活動に主体的に参加することを求められている。

外交防衛課

まつば まみ
(松葉 真美)

調査と情報

第 589 号

はじめに

2007（平成19）年4月27日、国会において国際刑事裁判所に関するローマ規程（以下「ローマ規程」とする。）¹の承認案件、及び国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案が可決された。1998年7月17日にローマ規程が採択されてから9年、2002年7月1日に国際刑事裁判所（以下ICCとする。）が設立されてから5年を経て、ようやく日本がICCの活動に貢献するための態勢が整う見通しとなった。

ICCは、非人道的な行為を許さず、その実行者の責任を追究しようという国際社会の理念の現れであり、その活動は各国からの協力に大きく依存している。したがって、できるだけ多くの国がローマ規程の締約国となり、ICCの活動を支持していることが望ましい。しかし、2007年1月現在、締約国は104か国であり、国際連合（以下「国連」とする。）加盟国数の約半分に留まる。また、米国、中国、ロシアといった主要国が非締約国であることや、アジア地域からの締約国が少ないといった問題が指摘されている。

本稿は、これらの指摘をふまえ、ICCに対する各国の対応を概観する。特に、締約国による非締約国への働きかけや、非締約国がローマ規程の締結に消極的になっている理由を紹介し、締約国として日本が今後果たすべき役割を探る。

I ICCの現在

ICCは、国際社会全体が関心を有する最も重大な犯罪、すなわちジェノサイド（集団殺害犯罪）、人道に対する罪、戦争犯罪、侵略の罪²を犯した個人の刑事責任を追究する初の常設国際刑事裁判機関である。しかし、ICCは上記の4つの犯罪に対して常に管轄権を行使するわけではない。ICCは、主権国家の上位にあるわけではなく、各国の刑事裁判権を補完する機関にすぎない（ローマ規程前文、第1条。このICCの基本的な性格は、補完性の原則と呼ばれる。）。したがって、上記の重大犯罪について管轄権を有する国家が、真摯に事件を捜査し、被疑者を訴追する意図または能力を欠いている場合にのみ、ICCは管轄権を行使することができる（ローマ規程第17条第1項(a)-(b)）。

現在ICCは、コンゴ民主共和国、ウガンダ、スーダンの3か国における事態の捜査を行っている。コンゴ民主共和国とウガンダの事態は、締約国に事態の付託権限を認めたローマ規程第13条(a)項及び第14条に基づき、それぞれの政府によってICCに付託された。一方、スーダンの事態は、安全保障理事会（以下「安保理」とする。）に事態の付託権限を認めたローマ規程第13条(b)項に基づき、安保理決議によって付託された。この他に、2005年1月7日に中央アフリカ共和国が自国の事態を付託している³が、まだ捜査は開始されておらず、検察官が事態を検証している段階に留まっている。

2007年1月には、コンゴ民主共和国の事態における1件の事件に関して、ICC初の公判

¹ Rome Statute of the International Criminal Court, 1342 UNTS 3.

² ただし、侵略の罪について、ローマ規程採択の段階でその定義や構成要件について合意が得られなかったため、現在ICCはこの犯罪に関する管轄権を行使することができない。2009年に開催される検討会議（Review Conference）において、定義や管轄権行使の条件を規定するための協議が予定されている（ローマ規程第5条第2項）。

³ “Prosecutor Receives Referral Concerning Central African Republic”, *ICC Press Release*, ICC-OTP-20050107-86-EN, 7 January 2005. <<http://www.icc-cpi.int/press/pressreleases.html>>

が開始された。2004年6月の捜査開始の決定以後、ICC検察官は同国の事態に関する捜査を続けてきており、2006年2月10日、ICC予審裁判部は、検察官の請求に基づき、武装勢力・コンゴ愛国者同盟の指導者ルバンガ・ディロ（Thomas Lubanga Dyilo）の逮捕状を発付していた。ルバンガの身柄は3月17日にコンゴ治安当局からICCに引き渡され、3月20日に予審が開始された。そして2007年1月29日、ICC予審裁判部は、ルバンガが15歳未満の児童を兵士として徴集し、戦闘に参加させていた事実を確認し、事件を公判のために第一裁判部に送付したのである⁴。

また、2007年5月2日には、ICC予審裁判部は、スーダンにおける事態のうち、人道問題担当相ハルン（Ahmad Muhammad Harun）及び民兵組織指導者クシャイブ（Ali Kushayb）⁵が、殺人、迫害、強姦、拷問等の人道に対する罪及び戦争犯罪を実行した疑いがあるとして、両人の逮捕状を発付したと発表した⁶。

II 各国の対応

2007年1月1日現在、ローマ規程締約国は104か国である。これらを地域別に分類すると、アフリカ29、アジア12、東欧16、南米・カリブ諸国22、西欧その他25となる⁷。ローマ規程締約国は、まだ国連加盟国の約半分にすぎないが、各国がローマ規程を批准するペースは当初予想されていたよりも速かった⁸。2007年3月27日には、イエメンの議会もローマ規程の批准を承認している⁹。投票内訳は明らかにされていないが、ローマ規程が賛成120、反対7、棄権21で採択された際に、イエメンは反対票を投じたといわれている¹⁰。また、当時棄権した国の多くが、後にローマ規程を批准したともいわれている¹¹。こうした動きから、ICCを支持する国が増えつつあることがうかがわれる。

一方、安保理常任理事国5か国のうち締約国は、イギリス、フランスの2か国のみであり、米国、中国、ロシアは、現在までローマ規程締結の動きを見せていない。特に米国は、これまでに様々な手段を通じ、他国や安保理を巻き込みながらICCの活動に抵抗してきた。また、イスラエル、リビア、インド、パキスタン、トルコなどもICCに反対している。

このように、ICCへの対応に関しては、先進国と途上国で見解が分かれるいわゆる南北

⁴ “Pre-Trial Chamber I Commits Thomas Lubanga Dyilo for Trial”, *ICC Press Release*, ICC-CPI-20070129-196-EN, 29 January 2007. <<http://www.icc-cpi.int/press/pressreleases.html>>

⁵ クシャイブの正式な名前はAli Muhammad Ali Abd-Al-Rahmanであるが、西部ダルフルではAli Kushaybの方がよく知られており、ICCもこちらを主として使用している。

⁶ “Warrants of Arrest for the Minister of State for Humanitarian Affairs of Sudan, and a leader of the Militia/Janjaweed”, *ICC Press Release*, ICC-PIDS-PR-20070502-214, 2 May 2007. <<http://www.icc-cpi.int/press/pressreleases.html>>

⁷ ICCの地域別分類による。“The States Parties to the Rome Statute”, <<http://www.icc-cpi.int/statesparties.html>>

⁸ William A. Schabas, *An Introduction to the International Criminal Court*, Cambridge: Cambridge University Press, 2005, p.19.

⁹ Coalition for the International Criminal Court, “Regional and Country Information- Yemen”, <<http://www.iccnw.org/index.php?mod=country&iduct=191>>

¹⁰ Dominic McGoldrick, “Political and Legal Responses to the ICC,” *The Permanent International Criminal Court*. Oxford: Hart Publishing, 2004, p.390.

¹¹ The Board of Editors, “The Rome Statute: A Tentative Assessment,” *The Rome Statute of the International Criminal Court: A Commentary*. Oxford: Oxford University Press, 2002, p.1913.

問題は実質的に存在せず、強力で独立した国際裁判所を支持する多数派と、自国の主権を重んじ国際裁判所の権限を抑えようとする少数派に分かれていることがわかる¹²。

1 支持機関・国家の活動

(1) 国際連合

国連総会は、1948年に常設の国際刑事法廷の設立について検討することを国連国際法委員会に要請した¹³が、東西冷戦という政治情勢の下では、戦争犯罪に関する協議の進展を望むことは実質的に不可能であった。1989年、麻薬の密輸など国境を超えた犯罪に悩むトリニダード・トバゴの提案に基づき、総会は、国際法委員会が再度国際刑事裁判所の設立について検討することを求める決議を採択した¹⁴。総会は、ローマ規程採択後も一貫してICCを支持し、非締約国が遅滞なく締約国となることを求めている¹⁵。2004年8月20日、アナン事務総長（当時）は、国連とICCの継続的な協力関係の枠組みを定めた関係協定（Relationship Agreement）を総会に提出した¹⁶。この協定は、ICC締約国会議と国連総会の同意を得て、10月4日に発効した。また2007年2月1日、潘基文事務総長がICCを訪問し、裁判長、主任検察官らと会談し、継続的な協力関係の重要性を確認した¹⁷。

(2) 欧州諸国—欧州連合（EU）

ICCの設立は、欧州連合（以下EUとする。）の共通外交・安全保障政策の成功例のひとつと考えられている¹⁸。EUは、ICCが実効的に機能しうよう政治面、財政面、技術面から強く支援してきた。2003年6月、EUは、ICCに対する共通見解（Common Position）を採択した¹⁹。この見解は、EUとその加盟国に、できるだけ多くの国家がローマ規程の締約国となるよう働きかけることを求め、加盟国がその経験を生かして第三国のローマ規程の批准・実施に向けて技術的または財政的な支援を行うと規定している。また、EUは、米国民のICCへの引渡しを防ぐために米国が各国に締結を求めている二国間協定（後述）を批判してきた。2002年9月30日に、閣僚理事会がこの二国間協定の締結を求められた国家が参考にするための指針（Guiding Principles、後述）を採択しており、共通見解はこの指針を他国に周知することも加盟国に求めている。2004年2月、EUは、共通見解を補足する行動計画（Action Plan）を採択し、ローマ規程の普遍性と完全性及びICCの独立性と実効性を守ることを示した。また、2006年4月10日にEUとICC間の協力支援協定

¹² Marlies Glasius, *The International Criminal Court: a Global Civil Society Achievement*, London: Routledge, 2005, p.24.

¹³ *UNDoc. A/RES/260(III)B* (1948).

¹⁴ *UNDoc. A/RES/44/39* (1989).

¹⁵ *UNDoc. A/RES/60/29* (2005).

¹⁶ Relationship Agreement between the United Nations and the International Criminal Court, *UNDoc. A/58/874* (2004).

¹⁷ ICC Newsletter, #12, January 2007, p.8.

¹⁸ McGoldrick, *op. cit.*, p.393.

¹⁹ Council Common Position on the International Criminal Court, 2003/444/CFSP (2003.6.18). EUは、2001年にも共通見解を採択していたが（2001/443/CFSP）、こちらは2003年の共通見解の採択に伴い廃止された。

が採択され、5月1日に発効した²⁰。この協定は、情報の交換やICC検察官とEUの協力などについて規定している。

(3) カナダ

カナダは、ローマ規程採択に向けた外交会議でも積極的にイニシアティブを取り、ICCの設立、活動を強く支持してきた²¹。個々の人間、特に弱者を紛争や貧困などの脅威から守ろうとする「人間の安全保障」外交を展開するカナダは、米国と密接な関係を持つ一方で、米国を始めとするICCの設立に慎重な国々の説得に奔走した。現在のICC所長であるフィリップ・キルシュ（Philippe Kirsch）は、カナダ外務省の法律顧問として実績を挙げてきた人物であり、ローマ規程採択会議では全体委員会議長を、その後も準備委員会委員長（1999-2002年）を務め、ICC設立後には裁判官に選出された²²。

(4) 中南米諸国

中南米の多くの国は、ICCを支持している。中南米地域でICCを支持している諸国の集まりとして、リオ・グループとカリブ共同体（以下CARICOMとする。）が挙げられる。中南米18か国で構成されるリオ・グループは、ICCの設立とその活動の進展を歓迎し、今後もローマ規程を完全なものとし、ICCがその任務を果たして行くための活動を支援していくことを表明している。また、侵略の罪に関する特別作業班（Special Working Group）の協議の重要性を訴えている²³。カリブ諸国14か国の地域統合を目指すCARICOMも、ICCの設立を歓迎し、まだローマ規程を締結していない国に対し、遅滞なく国内法を整備し締約国となることを強く促している。CARICOMも、侵略の罪に関する特別作業班の活動を重視し、検討会議が行われる2009年までに犯罪の定義についてコンセンサスを得ることができるよう協議を続けることを作業班に求めている²⁴。

(5) アフリカ諸国

アフリカのローマ規程締約国は、29か国に上り、アフリカ南部またはフランス語圏アフリカ諸国に多い。1999年2月2日に、世界で初めてローマ規程を批准した国もフランス語圏のセネガルであった。この地域でICCを支持している諸国の集まりに、南部アフリカ開発共同体（以下SADCとする。）がある。SADCは、南部アフリカ14か国で構成され、アパルトヘイト後の南アフリカ共和国の主導下で、経済統合に向けて活動する一方、平和と安全の維持・促進のための活動も行っており、人権保護の分野において欧州のカウンターパートとなりうる重要性を持つといわれている²⁵。SADCは、ローマ規程締結に必要な

²⁰ Agreement between the International Criminal Court and the European Union on Cooperation and Assistance, ICC-PRES/01-01-06.

²¹ ICCの設立条約案を審議したローマ外交会議とその経緯について、塚田洋「カナダ外交における「人間の安全保障」」『レファレンス』651号、2005.4、pp.62-65を参照。

²² The International Criminal Court, “The President, Judge Philippe Kirsch(Canada)”, <http://www.icc-cpi.int/presidency/president.html>

²³ Statement of Mr. Suarte at the 6th meeting of the Sixth Committee in the 59th session, UNDoc. A/C.6/59/SR.6 (2004), para.11.

²⁴ Statement of Ms. Ramoutar, *ibid.*, paras. 54-58.

²⁵ Schabas, *op. cit.*, p.16.

国内措置法案のモデルを準備するなど、加盟国の規程締結の促進に努めている²⁶。

(6) オーストラリア

オーストラリアは、ICCの設立を積極的に支持し、ローマ規程の準備委員会や外交会議において、カナダとともに、志を同じくするグループ（Like-Minded Group）を牽引し、規程採択に向けて努力してきた。また、ローマ規程採択後は、同グループのリーダーとして、ICCの早期設立を目指して各国にローマ規程の締結を呼びかけてきた。しかし、オーストラリアがローマ規程を批准したのは2002年7月1日、すなわちローマ規程発効当日であった。オーストラリア政府は、1998年12月9日にはローマ規程に署名していたが、批准のために18か月に及ぶ議会審議を経なければならなかった。議会において特に問題とされたのは、先住民アボリジニの処遇とローマ規程の関連性についてであった²⁷。例えば、オーストラリアのアボリジニに対する過去の行為が、ジェノサイドの構成要件である「当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと」に該当しかねないと懸念されたのである。最終的にオーストラリアは、自国の刑事管轄権がICCのそれに優先すること、自国民がオーストラリアの司法長官の令状なしにICCに引渡されることはないこと、ジェノサイド、人道に対する罪及び戦争犯罪はオーストラリアの国内措置法²⁸に基づいて解釈・適用されることを宣言²⁹したうえで、ローマ規程を批准した。

2 反対国の議論

1で見てきたように、今日、ICCは多くの国に支持されているが、米国のように正面からICCに反対する国も存在している。ただ、反対している国も、国際刑事裁判所の理念そのものに反対しているのではなく、主に自国の主権が制限されることを懸念し、現在のICCのあり方に不信感を抱いていることがうかがわれる。

(1) 米国

米国は、ICCに反対する理由として、主に以下の4点を挙げている。①ローマ規程が原則として締約国のみを拘束する条約形式を取っているにもかかわらず、その管轄権を非締約国にも及ぼしうるICCは、米国の主権を侵害するおそれがある。②ローマ規程は、チェック機能を有しない（unchecked power）訴追システムを作り上げており、抑制と均衡を重視する米国の司法システムとは相容れない。③これまで国際社会が侵略に法的な定義を与えることに成功しなかったにもかかわらず、ローマ規程は侵略の罪をICCの管轄下に置かれる犯罪に含めており、今後、ICCにおいて侵略の罪が定義されると、国連憲章第39条において認められた、侵略行為の存在を決定する安保理の権能が脅かされる。④ICCの

²⁶ Glasius, *op. cit.*, pp.23-24; McGoldrick, *op. cit.*, p.396.

²⁷ The Parliament of the Commonwealth of Australia, Joint Standing Committee on Treaties, *Report 45 The Statute of the International Criminal Court*, 2002 May, paras. 2.81-2.95.

²⁸ International Criminal Court Act 2002 (No.41 of 2002); International Criminal Court (Consequential Amendments) Act 2002 (No. 42 of 2002).

²⁹ Prime Minister of Australia, “International Criminal Court Declaration by Australia to Be Made upon Ratification (2002. 6.20)”,

〈http://www.pm.gov.au/media/release/2002/media_release1708.cfm〉

管轄権行使について定める規定は、米国に好意を抱かない国によるICCの利己的な利用を許し、彼らの政治的動機に基づいた訴追に米国民をさらすおそれがある³⁰。

米国は、これまで様々な手段をもってICCに反対してきた。特にG. W. ブッシュ政権は、2002年5月6日にローマ規程の署名を撤回し³¹、安保理では、ローマ規程非締約国の国民がICCの管轄権の行使から免除されることを認める決議を採択するよう働きかけてきた。また、ローマ規程第98条に基づき、米国民がICCの管轄権下に入らないことを保証する二国間協定の締結を各国に呼びかけ、同協定を補強する国内法上の措置として、米国要員保護法や、二国間協定を締結しない国への援助を停止する法律を制定している。

(i) 安保理決議

2002年7月14日、安保理による捜査または訴追の延期の要請を認めたローマ規程第16条に基づき、安保理は、国連の平和維持活動に参加している非締約国の要員に対して、ICCが12か月間管轄権を行使しないことを求める決議第1422号を全会一致で採択した³²。この決議は、12か月ごとの更新を規定しており³³、2003年6月に決議第1487号によって更新された³⁴。しかし2004年の更新時には、イラクの安定に向けて欧州諸国と協働する必要があったため、米国も決議の更新を断念したといわれている³⁵。

また、2003年8月1日に採択された、リベリアへの多国籍軍派遣に関する決議第1497号では、非締約国の要員は、その活動から生じるいかなる行為についても自国の管轄権に排他的に服することが規定された³⁶。この包括的免除規定は、ローマ規程第13条(b)項に基づいて、ダルフルの事態をICCに付託する決議第1593号にも盛り込まれた³⁷。なお、同決議は、軍人や当局者だけではなく、非締約国の国民すべてを対象としている。

これらの決議は、ICCに反対する米国と、ICCを支持する国々の外交的譲歩の結果採択されたものである³⁸。しかし、ローマ規程第16条は、個々の事件ごとの捜査または訴追の

³⁰ Statement of Marc Grossman, Under Secretary for Political Affairs, “American Foreign Policy and the International Criminal Court (2002.5.6)”, <http://www.state.gov/p/us/rm/9949.htm> ; Statement of Mr. Scheffer at the 9th meeting of the Sixth Committee in the 53rd session, *UNDoc. A/C.6/53/SR.9*, paras.53-57 (1998); David J. Scheffer, “The United States and the International Criminal Court.” *American Journal of International Law*, vol.93 no.1 (1999.1), pp.12-22; Monroe Leigh, “The United States and the Statute of Rome.” *American Journal of International Law*, vol.95 no.1 (2001.1), pp.124-131, Diane F. Orentlicher, “Unilateral Multilateralism: United States Policy toward the International Criminal Court.” *Cornell International Law Journal*, vol.36 iss.3 (2004.5), pp.418-422.

³¹ Press Statement, US Department of State, Richard Boucher, Spokesman, “International Criminal Court: Letter to UN Secretary General Kofi Annan”, <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2002/9968.htm> ; William A. Schabas, “United States Hostility to the International Criminal Court: It’s All About the Security Council.” *European Journal of International Law*, vol.15 no.4 (2004.9), p.710.

³² *UNDoc. S/RES/1422* (2002), para.1.

³³ *Ibid.*, para.2.

³⁴ *UNDoc. S/RES/1487*(2003). なお、フランス、ドイツ及びシリアが棄権した。

³⁵ 古谷修一「稼動を始めた国際刑事裁判所の課題」『法律時報』79巻4号, 2007.4, p.20.

³⁶ *UNDoc. S/RES/1497* (2003), para.7.

³⁷ *UNDoc. S/RES/1593* (2005), preamble and para.6.

³⁸ “The International Criminal Court, Both sides lose.” *The Economist*, vol.364, iss.8282 (2002 July 20th), p.39.

延期を規定しているに過ぎず、包括的な管轄権免除を認めているわけではない。また、第13条(b)項は、ICCへの事態付託権限を安保理に与えているだけである。したがって、これらの安保理決議は、ローマ規程の内容と照らして妥当とは思われないし、安保理があたかもローマ規程を改定したかのような決議を採択することは、安保理の権能を定めた国連憲章第25条に照らせば、権限踰越 (*ultra vires*) の可能性があるとして指摘されている³⁹。

(ii) 二国間協定

ローマ規程第98条第2項は、ICCへの個人の引渡しにおいて、派遣国の同意を必要とする国際協定が被請求国と派遣国の間に存在する場合に、ICCは引渡し請求を行うことができないと規定している。米国は、2002年7月以来、この条項に規定されている国際協定の締結を各国に呼びかけ、自国民がICCに引渡されることを防ごうとしてきた。しかし、ローマ規程の起草者は、国際協定として軍隊地位協定を想定していたのであり、ローマ規程の発効以後に、第98条第2項の引渡し免除のみを目的として締結された協定の有効性は疑わしい⁴⁰。2002年9月30日、EU閣僚理事会は、この二国間協定の締結を打診された国が参考にするための指針 (Guiding Principle) を採択した。この指針は、二国間協定が認められるための主な条件として、①ローマ規程非締約国の国民のみを対象としていること、②ICCが管轄権を有する重大な犯罪を実行した者は免責特権を享受できないことを本文で規定していること、③国から正式に任務を帯びて派遣された者のみを対象とすること、を挙げている⁴¹。しかし後述するように、米国は二国間協定を締結しない国への援助を停止する国内法を定めるなど、各国に圧力をかけてきた。ドイツを始めとするEU諸国やカナダは公式に締結を拒否しているが、米国の援助を必要としている途上国や中南米諸国など、2007年1月現在、92か国が米国と協定を締結している⁴²。

二国間協定は、米国民のICCへの引渡しを禁じているが、米国に彼らの訴追を義務付けているわけではない。もし米国民が二国間協定を締結している国において大規模かつ非人道的な行為を実行した場合、行為地国は協定に基づいてその実行者を米国に引渡す義務を負うが、引渡しを受けた米国側には、その者を訴追する義務が協定上はないのである。ICCが、これまで各国の裁判所が適切に処罰することができなかった重大犯罪の実行者の責任を追及することを目的としている以上、このような二国間協定はローマ規程の趣旨に反すると考えられる。

(iii) 米国要員保護法

米国議会は、2002年7月24日に米国要員保護法 (以下ASPAとする。) 案を可決した。同法は、8月2日にブッシュ大統領が署名し、発効した⁴³。ASPAは、ハーグに所在するICCに拘置されている米国民を解放するために、大統領が「あらゆる必要な手段」をとることができる規定している。また、ASPAは、上記の二国間協定の締結を拒否したローマ規

³⁹ International Law Association, “First Report on the International Criminal Court.” *Report of the Seventy-First Conference (Berlin, 2004)*, 2004, pp.302-307.

⁴⁰ *Ibid.*, p.319; McGoldrick, *op.cit.*, p.423.

⁴¹ International Law Association, *op. cit.*, p.312.

⁴² Georgetown University Law Library, “International Criminal Court – Article 98 Agreements”, http://www.ll.georgetown.edu/intl/guides/article_98.cfm

⁴³ American Servicemembers’ Protection Act, P. L. 107-206, TITLE II, section 2001-2015.

程締約国への軍事援助を禁じている。ただしこの規定は、NATO加盟国、日本を含むNATO以外の主要な同盟国、台湾には適用されない⁴⁴。また大統領は、国益上必要なときは、援助禁止規定を適用しない権限を有している。この権限に基づき、2006年10月2日、ブッシュ大統領は、南アフリカやメキシコを始めとする21か国に対する援助停止を解除した⁴⁵。

(iv) ネザーカット修正条項

2004年12月8日、2005年度統合歳出法が制定され、二国間協定を締結していないローマ規程締約国への経済支援援助（Economic Support Funds）⁴⁶による援助を禁止する規定が盛り込まれた⁴⁷。ASPAと異なり、この規定はNATO諸国、主要な同盟国及び台湾にも適用されるが、大統領は、国益上必要なときは、議会に通知することなくこれらの国に対し援助禁止の規定を適用しないことができるとしていた。この規定は、2006年度海外活動、輸出金融及び関連歳出法により改正された⁴⁸。現行法では、大統領は、援助禁止規定を適用しない場合には、議会に事前に通告をするよう求められるようになったが、対象国は同盟国に限られず、国益上必要であると大統領が判断すれば、いずれの国に対しても援助禁止規定を適用しないことができる。これに基づき、2006年11月28日、ブッシュ大統領は、14か国に対する援助停止を解除した⁴⁹。

(2) 中国

中国は、早期のICCの設立を期待していたが、ローマ規程の採択には反対した。中国は、補完性の原則がローマ規程の基本原則であると考え、同原則を正確に反映していない条文が規程に含まれていることに懸念を示している⁵⁰。例えばローマ規程第17条は、管轄権を有する国が当該事件を真摯に訴追する意図または能力を欠いている場合にのみ、ICCは事件を受審することができる」と規定している。この点について中国は、国家の意または能力の有無の判断基準は主観的かつ不明瞭であるとして、客観的な基準の採択を求めている。また、ICCが管轄権を有する犯罪の定義についても懸念を示し、国際社会が必要としているのは人権裁判所ではなく、特別な重大犯罪を裁く刑事裁判所であると強く主張した。ロ

⁴⁴ *Ibid.*, section 2007(d). NATO以外の主要な同盟国として、日本のほかに、オーストラリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、アルゼンチン、韓国、及びニュージーランドが挙げられている。

⁴⁵ The White House, “Memorandum for the Secretary of State, Waiving Prohibition on United States Military Assistance with respect to Various Parties to the Rome Statute Establishing the International Criminal Court”,

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2006/10/print/20061002-7.html>

⁴⁶ 経済支援援助とは、米国が政治及び安全保障上の観点から特に関心を有する国々に対して供与される援助であり、米国の二国間援助のうち30-40%を占める（外務省編『ODA政府開発援助白書』2002年版、2003.4、p.578.）。

⁴⁷ Consolidated Appropriations Act, P. L. 108-447, section 574.

⁴⁸ Foreign Operations, Export Financing, and Related Programs Appropriations Act, P. L. 109-102, section 574.

⁴⁹ The White House, “Memorandum for the Secretary of State, Waiving the Prohibition on the Use of Fiscal Year 2006 Economic Support Funds with respect to Various Parties to the Rome Statute Establishing the International Criminal Court”,

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2006/11/20061128-12.html>

⁵⁰ Statement of Ambassador Wensheng at the 9th meeting of the Sixth Committee in the 53rd session, *UNDoc. A/C.6/53/SR.9* (1998), paras.30-43.

ローマ規程は、武力紛争時だけでなく平時における迫害なども人道に対する罪を構成し、国際紛争だけでなく国内紛争の場合に実行された残虐な行為も戦争犯罪を構成しようと規定している。中国は、これらの規定に基づいてICCが国内の人権問題に介入してくるおそれがあると考えているのであろう。中国は、ローマ規程には克服すべき課題があると主張し⁵¹、現在もローマ規程加入の動きは見せていない⁵²。

(3) ロシア

ロシアは、ローマ規程の採択には賛同しており、また 2000 年 9 月 13 日に署名を済ませているが、現在批准の動きは見せていない。ロシアは、ICCの成否は、その活動がローマ規程と国際法に基づき、かつ客観的なものであるかどうかにかかっていると考えており、ICCの最初の判決が出るまで批准手続きを進めないという⁵³。また、自国が常任理事国であることから、ロシアもICCに対する安保理の優位性を主張してきた。例えば、侵略の罪の定義にあたり、幅広い協議が必要であるとしながらも、国際の平和及び安全に関して安保理に第一次的な決定権を与えている国連憲章に基づき、ローマ規程が安保理の権能に影響を与えるべきではないと釘をさしている⁵⁴。

(4) イスラエル

イスラエルは、ローマ規程の採択時に反対票を投じたものの、ローマ規程の署名開放期間の最終日である 2000 年 12 月 31 日に、米国に続いて署名していた。しかし、2002 年 6 月には、署名は批准を義務付けるものではなく、また、イスラエルのローマ規程に対する懸念は払拭されていないとして、批准する意思がないことを表明した⁵⁵。イスラエルがローマ規程に反対した第一の理由は、住民を占領地に移送する行為が戦争犯罪として規定された（ローマ規程第 8 条第 2 項(b)(viii)）ためである⁵⁶。なお、イスラエルは、2002 年 8 月 4 日に米国との二国間協定に署名しており、協定は 2003 年 11 月 27 日に発効した⁵⁷。

(5) アラブ諸国

アラブ連盟は、ICCを支持する立場をとっているが、実際にローマ規程を批准している国は 22 か国中 3 か国（ヨルダン、ジブチ、コモロ）に留まる。アラブ諸国の多くは、米国や中国と異なり、ICCが侵略の罪について管轄権を有することや検察官が職権に基づい

⁵¹ Ministry of Foreign Affairs, “Chinese Observation on International Law Speech at the International Criminal Law Network (2006.11.1)”, <http://www.fmprc.gov.cn/eng/wjb/zwjg/zwbd/t282458.htm>

⁵² Ministry of Foreign Affairs, “Position Paper of the People’s Republic of China on the United Nations Reforms (2005.6.7)”, <http://www.fmprc.gov.cn/eng/wjb/zzjg/gjs/gjsxw/t199318.htm>

⁵³ Statement of Mr. Kuzmenkov at the 6th meeting of the Sixth Committee in the 59th session, *UNDoc. A/C.6/59/SR.6* (2004), paras.31-32.

⁵⁴ *Ibid.*, para.33.

⁵⁵ McGoldrick, *op. cit.*, p.439; Coalition for the International Criminal Court, “Regional and Country Information- Israel”, <http://www.iccnw.org/index.php?mod=newsdetail&news=155>

⁵⁶ Statement by Judge Eli Nathan Head of the Delegation of Israel, 17 July 1998. <http://www.un.org/icc/index.htm>

⁵⁷ Department of State, “Agreement between the Government of the United States of America and the Government of the State of Israel regarding the Surrender of Persons to the International Criminal Court”, <http://foia.state.gov/documents/IntAgreements/0000BA10.pdf>

て捜査を開始する権利を有することを認めていた⁵⁸。しかし、強制妊娠等の性的暴力について、ICCが管轄権を有することには強く反対している。多くのアラブ諸国は、イスラム法が禁じている妊娠中絶を合法とする国内法の制定義務が生ずるのではないかと懸念しているのである⁵⁹。アラブ諸国の締約国が少ないことに関しては、それらの諸国が、自国の刑事システムとイスラム法の解釈を理由に、ローマ規程の締結を拒んでいるとの指摘もある⁶⁰。だが、ICCは、人権侵害に対する国際的な監視手段ともなりうるため、アラブ諸国を含め、できるだけ多くの国がローマ規程の締約国となることが望まれる。

おわりに

以上、ICCに対する各国の対応を見てきたが、まず、安保理常任理事国5か国のうち締約国がイギリス、フランスの2か国にすぎないという問題点が指摘できる。ICCは、「法の支配」の観点から、国際正義の永続的な尊重及び実現を責務とする司法機関である（ローマ規程前文）一方、国際の平和と安全の維持を担う政治機関たる安保理と密接な関係を有している。安保理は、1か国でも常任理事国が拒否権を行使すれば決議を採択することができず、その機能も停止しかねない。5か国全ての支持を得られていないことは、ICCが実効的に活動するうえで大きな問題である。

また、アジア諸国のローマ規程締約国が少ないことも問題視されている⁶¹。2006年現在、世界の総人口は約64億人であり、主権国家の数は190を超える。その中で人口が1億人を超える国は11か国で、このうち6か国がアジアに位置しており（中国、インド、インドネシア、パキスタン、バングラデシュ、日本）⁶²、これらの国はいずれもローマ規程を締結していない。ICCは、国際社会全体の関心事である重大犯罪を実行した個人の責任を追及する機関であり、グローバル化の著しい今日、そのような犯罪の加害者、被害者及び証拠は、世界中に散在しうる。したがって、ICCが実効的に機能するためには、より普遍的な支持を得ることが必要であろう。世界でも多数の人口を抱えるアジア地域の国によるローマ規程の締結が進まないことは憂慮すべきである。

こうした問題点をふまえ、今後、日本はアジアからの締約国の一員として、資金面からの貢献だけでなく⁶³、裁判官や検察官の輩出、専門家会合や作業部会への専門家の派遣といった人的及び法技術的貢献に積極的に努め、アジア諸国が締約国となるための牽引役となることが期待される。

⁵⁸ McGoldrick, *op. cit.*, p.397.

⁵⁹ Steven C. Roach, "Arab States and the Role of Islam in the International Criminal Court." *Political Studies*, vol.53, 2005, pp.143-145, 148.

⁶⁰ *Ibid.*, pp.153-157.

⁶¹ McGoldrick, *op. cit.*, pp.397-399; 野口元郎「ICCは今－国際刑事裁判所の現状と加盟問題に関する一考察」『ジュリスト』No.1309, 2006.4.1, p.109. アジアの加盟国は、フィジー、モーリシャス、ナウル、キプロス、カンボジア、モンゴル、ヨルダン、タジキスタン、東ティモール、サモア、韓国、アフガニスタンである（ICCの地域分類による）。

⁶² 『世界人口白書』2006, p.98.

⁶³ ICCの予算は、国連通常予算の分担率に基づく締約国からの分担金によってまかなわれる（ローマ規程第117条）。日本の分担金は、年間約30億円といわれている（第166回国会衆議院外務委員会議録 第5号 平成19年3月28日, p.5）。